

## 玄米及び精米品質表示基準の改正案について

### 1 改正案の概要

- ・ 現行の%（百分率）表示の義務づけを廃止し、  
     単一原料米については、「単一」の原料米である旨を  
     ブレンド米については、割等  
     とそれぞれ記載する制度に変更する。

### 2 新旧対照条文

- ・ 玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）

改 正 案	現 行
<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 原料玄米</p> <p>原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明を</p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 原料玄米</p> <p>原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明を</p>

いう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、「単一原料米」と記載し、その産地、品種、産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合(原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。)を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 \_\_\_割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「 \_\_\_産 \_\_\_割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「 \_\_\_」には国名、「 \_\_\_」には使用割合を表す数字を記載すること(イからエにおいて同じ。)

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの(以下「証明米」という。)が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 \_\_\_割」又は「 \_\_\_産 \_\_\_割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの(ア)に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(以下「未検査米」という。)が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 \_\_\_割」又は「 \_\_\_産 \_\_\_割」の表示の次に括弧を付して「未検査米 \_\_\_割」と記載することができる。

(3)・(4) (略)

2 前条に規定する事項の表示は、第4条第1項第2号アに基づく米については別記様式1により、同号イに基づく米については別紙様式2により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

いう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、産地、品種、産年及び使用割合(原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。)を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

(ア) 産地

国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること。

(イ) 使用割合

「100%」と記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 \_\_\_%」と、輸入品にあつては原産国ごとに「 \_\_\_産 \_\_\_%」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「 \_\_\_」には国名、「 \_\_\_」には使用割合を表す数字を記載すること(イからエにおいて同じ。)

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの(以下「証明米」という。)が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 \_\_\_%」又は「 \_\_\_産 \_\_\_%」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの(ア)に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(以下「未検査米」という。)が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 \_\_\_%」又は「 \_\_\_産 \_\_\_%」の表示の次に括弧を付して「未検査米 \_\_\_%」と記載することができる。

(3)・(4) (略)

2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

別記様式1 (第4条関係)

名 称			
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年
内 容 量			
精 米 年 月 日			
販 売 者			

別記様式2 (第4条関係)

名 称				
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使 用 割 合
内 容 量				
精 米 年 月 日				
販 売 者				

備考

1 ~ 10 (略)

別記様式 (第4条関係)

名 称				
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使 用 割 合
内 容 量				
精 米 年 月 日				
販 売 者				

備考

1 ~ 10 (略)

## 【表示例(一括表示欄の原料玄米部分)】

## 単一原料米の場合の例

(現行)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	県	ヒカリ	20年産	100%

(改正案)

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米		
	県	ヒカリ	20年産

使用割合欄  
を削除使用割合100%に換えて  
「単一原料米」と記載

## 複数原料米の場合の例

(現行)

	産地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			100%
	〔 県	ヒカリ	19年産	90%
		××県	ニシキ	19年産

(改正案)

	産地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〔 県	ヒカリ	19年産	9割
		××県	ニシキ	19年産

%から割に変更